

医 政 第 3 6 6 号

令和 8 年 7 月 6 日

(公社) 岡山県医師会長
(一社) 岡山県病院協会長
(一社) 岡山県歯科医師会長
(一社) 岡山県助産師会

} 殿

岡山県保健医療部長

岡山県医療機関立入検査要綱の改正について

医療行政の推進につきましては、平素から格別の御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、岡山県医療機関立入検査要綱を別添のとおり改正し、令和 8 年 7 月 6 日から適用することとしましたので、お知らせします。

なお、本通知につきましては、次のホームページに掲載しておりますことを申し上げます。

記

【岡山県保健医療部からの医療安全情報等のお知らせ】

<https://www.pref.okayama.jp/site/361/1046016.html>